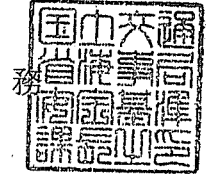


国海安第 102 号  
平成 20 年 10 月 2 日

社団法人日本船舶品質管理協会  
常務理事 武山誠一 殿

国土交通省海事局  
安全基準課長 秋田



船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示の  
一部改正について (通知)

標記につきまして、下記告示の概要及び関係資料を送付いたしますので、関係各位への周知方宜しくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

記

- ・ 船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示の一部を改正する告示  
(平成 20 年国土交通省告示第 796 号)

以上



船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示の一部を改正する告示について

1. 背景

1980年代に多発した貨物艙内の劣化を原因とする船体亀裂に伴うバルクキャリアの沈没事故を契機に国際海事機関（以下「IMO」という。）においてその安全対策が検討されてきた。

そのひとつとして、2004年12月に開催されたIMO第79回海上安全委員会（MSC79）において、バルクキャリアの更なる安全性を確保することを目的としたバラストタンク及び二重船側部に適用する防しよく塗装性能基準について本格的な検討が開始された。さらに、IMO第80回海上安全委員会（MSC80）において、この防しよく塗装基準は、バルクキャリアのみならず、全ての種類の船舶に適用することが適当であることが合意された。

その結果、2006年12月に開催されたIMO第82回海上安全委員会（MSC82）において、塗装基準強化のためのSOLAS条約改正（II-1章第3-2規則）及び「全船種の船舶の専用海水バラストタンク及びバルクキャリアの二重船側部の防護塗装に関する性能基準」が採択された。この改正等は、2008年7月1日に発効し、我が国に対しても効力を有することとなる。

今般、この条約改正の発効予定日に先立ち、船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示（平成10年国土交通省告示第379号）において改正を行う。

2. 改正の概要

国際航海に従事する総トン数500トン以上の船舶及び国際航海に従事しない遠洋区域又は近海区域（船舶設備規程第二条第二項の区域を定める告示で定める区域（限定近海区域）を除く。）を航行区域とする総トン数500トン以上の船舶の

○二重船側部（船の長さ\*150メートル以上のバルクキャリアに限る。）

○専用海水バラストタンク

について、以下の措置を取らなければならないこととする。

- ① 塗料を塗る前に十分な表面処理を施すこと。
- ② 塗料は、均一な塗膜分布かつ十分な付着力となるように塗布すること。
- ③ 防しよく性能を長期間維持することを目的として、塗料の仕様、塗料の選択基準等について記録し、いつでも閲覧できるようにするとともに、保守及び修繕は、それら記録に基づいて実施すること。

3. 経過措置

当該告示施行前に建造契約が結ばれた船舶等については、以下の経過措置を定める。

- ・ 2008年7月1日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、2009年1月1日前に建造に着手されたもの）であって2012年7月1日前に船舶所有者に引き渡されたものについては、なお従前の例による。

\* 満載喫水線規則第4条に規定される「船の長さ」

○国土交通省告示第七百九十六号

船舶構造規則（平成十年運輸省令第十六号）第六十三条の規定に基づき、船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年六月三十日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示の一部を改正する告示

船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示（平成十年七月二十一日運輸省告示第七十九号）の一部を次のように改正する。

第八十四条第二項中「総トン数」の下に「（船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第六十六条の二の総トン数をいう。以下同じ。）」を加える。

第三百三十五条に次の二項を加える。

2 規則第六十三条の告示で定める防しよく措置のうち、国際航海に従事する総トン数五百トン以上の船舶（船舶安全法施行規則第一条第二項第一号のものを除く。以下同じ。）及び国際航海に従事しない遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数五百トン以上の船舶（限定近海船を除く。）の二重船側部（乾舷用船の長さ百五十メートル以上のバルクキャリア（船舶区画規程第一条の五の船舶をいう。）のものに限る。）及び海水バラスト専用タンクについて講ずべき措置は、前項に

掲げるもののほか、次に掲げる措置とする。

一 鋼材の表面を塗料を塗る前に十分に処理すること。

二 鋼材の表面の塗料は、均一な塗膜分布かつ十分な付着力となるよう塗布すること。

3 前項に規定する防しよく措置を講じたときは、防しよく性能を長期間維持することを目的として、塗料の仕様、塗料の選択基準及び前項に掲げる防しよく措置の詳細について記録し、いつでも閲覧できるように、当該船舶に備え置かなければならない。また、保守及び修繕は、それらの記録に基づいて実施しなければならない。

第四百四十五条第一項中「(昭和三十八年運輸省令第四十一号)」及び「(船舶安全法施行規則第十六条の二の総トン数をいう。以下同じ。)」を削る。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この告示は、平成二十年七月一日(以下「施行日」という)から施行する。

### (経過措置)

第二条 施行日前に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、平成二十一年一月一日前に建造に着手されたもの)であつて平成二十四年七月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの(以下「現存船」という。)については、この告示による改正後の船体の強度を保持するため

の構造の基準等を定める告示第百三十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 現存船のうち施行日前に主要な変更若しくは改造に関する契約（以下「変更等の契約」という。

）が結ばれたもの（変更等の契約がない船舶にあつては、平成二十一年一月一日前に主要な変更又は改造が開始されたもの）であつて平成二十四年七月一日以後に主要な変更若しくは改造が完了するもの又は現存船であつて施行日以後に変更等の契約が結ばれたもの（変更等の契約がない船舶にあつては、平成二十一年一月一日以後に主要な変更又は改造が開始されたもの）については、前項の規定にかかわらず、当該変更又は改造にあつては、管海官庁の指示するところによる。

○船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示（平成十年運輸省告示第三百七十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（船首隔壁を設ける位置の範囲）  
第八十四条（略）

（船首隔壁を設ける位置の範囲）  
第八十四条（略）

2 近海区域を航行区域とする総トン数（船舶安全法施行規則（昭和三十一年運輸省令第四十一号）第六十六条の二の総トン数をいう。以下同じ。）五百トン未満の船舶並びに沿海区域及び平水区域を航行区域とする船舶に対する規則第十八条第一項第一号の告示で定める距離は、〇・〇五（当該距離が十メートルを超える場合は、十メートル）と〇・一三（当該距離が十メートルを超える場合は、十メートル）とする。

2 近海区域を航行区域とする総トン数五百トン未満の船舶並びに沿海区域及び平水区域を航行区域とする船舶に対する規則第十八条第一項第一号の告示で定める距離は、〇・〇五（当該距離が十メートルを超える場合は、十メートル）と〇・一三（当該距離が十メートルを超える場合は、十メートル）とする。

（防しよく）

（防しよく）

第三百三十五条（略）

第三百三十五条（略）

2 規則第六十三条の告示で定める防しよく措置のうち、国際航海に従事する総トン数五百トン以上の船舶（船舶安全法施行規則第一条第二項第一号のものを除く。以下同じ。）及び国際航海に従事しない遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数五百トン以上の船舶（限定近海船を除く。）の二重船側部（乾舷用船の長さ百五十メートル以上のバルクキャリア（船舶区画規程第一条の五の船舶をいう。）のものに限る。）及び海水バラスト専用タンクについて講ずべき措置は、前項に掲げるもののほか、次に掲げる措置とする。

一 鋼材の表面を塗料を塗る前に十分に処理すること。

二 鋼材の表面の塗料は、均一な塗膜分布かつ十分な付着力となるよう塗布すること。

3 前項に規定する防しよく措置を講じたときは、防しよく性能を長期間維持することを目的として、塗料の仕様、塗料の選択基準及び前項に掲げる防しよく措置の詳細について記録し、いつでも閲覧できるように、当該船舶に備え置かなければならない。また、保守及び修繕は、それらの記録に基づいて実施しなければならない。

（点検用交通設備等）

第四百四十五条 タンカー（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第三条第九号のタンカーであつて、載貨重量トン数六〇〇トン以上のものをいう。以下同じ。）及びバルクキ

（点検用交通設備等）

第四百四十五条 タンカー（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第三条第九号のタンカーであつて、載貨重量トン数六〇〇トン以上のものをいう。以下同じ。）及びバルクキ

ヤリア（船舶安全法施行規則第十二条の二第一項第五号の船舶であつて、総トン数二〇、〇〇〇トン以上のものをいう。以下同じ。）には、暴露甲板から貨物倉及びこれに隣接した区画（以下「貨物倉」という。）の各々に直接通じる安全な通路を、次表の上欄の区分に応じ同表の下欄に掲げる基準に基づいて、設けなければならない。ただし、二重底内の区画に通じる通路については、管海官庁が差し支えないと認める場所を経由することができる。

2・3 (表) (略)

ヤリア（船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第十二条の二第一項第五号の船舶であつて、総トン数（船舶安全法施行規則第六十六条の二の総トン数をいう。以下同じ。）二〇、〇〇〇トン以上のものをいう。以下同じ。）には、暴露甲板から貨物倉及びこれに隣接した区画（以下「貨物倉」という。）の各々に直接通じる安全な通路を、次表の上欄の区分に応じ同表の下欄に掲げる基準に基づいて、設けなければならない。ただし、二重底内の区画に通じる通路については、管海官庁が差し支えないと認める場所を経由することができる。

2・3 (表) (略)

(施行期日)

第一条 この告示は、平成二十年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

第二条 施行日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、平成二十一年一月一日前に建造に着手されたもの）であつて平成二十四年七月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの（以下「現存船」という。）については、この告示による改正後の船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示第三百三十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 現存船のうち施行日前に主要な変更若しくは改造に関する契約（以下「変更等の契約」という。）が結ばれたもの（変更等の契約がない船舶にあつては、平成二十一年一月一日前に主要な変更又は改造が開始されたもの）であつて平成二十四年七月一日以後に主要な変更若しくは改造が完了するもの又は現存船であつて施行日以後に変更等の契約が結ばれたもの（変更等の契約がない船舶にあつては、平成二十一年一月一日以後に主要な変更又は改造が開始されたもの）については、前項の規定にかかわらず、当該変更又は改造にあつては、管海官庁の指示するところによる。

国土交通省告示第七百九十六号

船舶構造規則(平成十年運輸省令第十六号)第六十三条の規定に基づき、船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年六月三十日 国土交通大臣 冬柴 鐵三

船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示の一部を改正する告示(平成十年七月二十一日運輸省告示第三百七十九号)の一部を次のように改正する。

第八十四条第二項中「総トン数」の下に「船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)第六十六条の二の総トン数をいう。以下同じ。」を加える。

第二百二十五条に次の二項を加える。  
2 規則第六十三条の告示で定める防しよく措置のうち、国際航海に従事する総トン数五百トン以上の船舶(船舶安全法施行規則第一条第一号のものを除く。以下同じ。)及び国際航海に従事しない遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数五百トン以上の船舶(限定近海船を除く。)の二重船側部(乾舷用船の長さ百五十メートル以上のバルクキャリア(船舶区画規程第一条の五の船舶をいう。)のものに限る。)及び海水バラスト専用タンクについて講ずべき措置は、前項に掲げるもののほか、次に掲げる措置とする。  
一 鋼材の表面を塗料を塗る前に十分に処理すること。  
二 鋼材の表面の塗料は、均一な塗膜分布かつ十分な付着力となるよう塗布すること。

3 前項に規定する防しよく措置を講じたときは、防しよく性能を長期間維持することを目的として塗料の仕様、塗料の選択基準及び前項に掲げる防しよく措置の詳細について記録し、いつでも閲覧できるように、当該船舶に備え置かなければならない。また、保守及び修繕は、それらの記録に基づいて実施しなければならない。  
第四百五十五条第一項中「(昭和三十八年運輸省令第四十一号)及び(船舶安全法施行規則第六十六条の二の総トン数をいう。以下同じ。)」を削る。

附則

(施行期日)  
第一条 この告示は、平成二十年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

第二条 施行日前に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、平成二十一年一月一日前に建造に着手されたもの)であつて平成二十四年七月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの(以下「現存船」という。)については、この告示による改正後の船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示第百三十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 現存船のうち施行日前に主要な変更若しくは改造に関する契約(以下「変更等の契約」という。)が結ばれたもの(変更等の契約がない船舶にあつては、平成二十一年一月一日前に主要な変更又は改造が開始されたもの)であつて平成二十四年七月一日以後に主要な変更若しくは改造が完了するもの又は現存船であつて施行日以後に変更等の契約が結ばれたもの(変更等の契約がない船舶にあつては、平成二十一年一月一日以後に主要な変更又は改造が開始されたもの)については、前項の規定にかかわらず、当該変更又は改造にあつては、管海官庁の指示するところによる。

国土交通省告示第七百九十七号

航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第九十六条第五項の規定に基づき、航空交通管制圏において航空法第九十六条第三項及び第四項の規定による規制が適用される時間を定める告示(平成十七年国土交通省告示第九百三十号)の一部を次のように改正する。

平成二十年六月三十日 国土交通大臣 冬柴 鐵三

表大湊管制圏の項、舞鶴管制圏の項及び小松島管制圏の項中「16番30分」を「17番」に改める。

附則

この告示は、平成二十年七月三日から施行する。

国土交通省告示第七百九十八号

国土交通省告示第七百九十八号  
航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)第九十九条第二項の規定に基づき、航空交通管制業務に関する告示(昭和四十一年運輸省告示第四百十九号)の一部を次のように改正する。

平成二十年六月三十日 国土交通大臣 冬柴 鐵三

別表第一大湊飛行場の項中「16番30分」を「17番」に改め、同表八戸飛行場の項中「16番30分」を「17番」に改め、同表下総飛行場の項中「16番30分」を「17番」に改め、同表舞鶴飛行場の項中「16番30分」を「17番」に改め、同表厚木飛行場の項中「16番30分」を「17番」に改め、同表小松島飛行場の項中「16番30分」を「17番」に改め、同表小松島飛行場の項中「16番30分」を「17番」に改める。

附則

この告示は、平成二十年七月三日から施行する。

国土交通省告示第七百九十九号

国土交通省告示第七百九十九号  
次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十年六月三十日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十年六月三十日 国土交通大臣 冬柴 鐵三

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日

北海道横断自動車道黒松内 札幌市手稲区稲穂四条七丁目七三番一〇一 平成二十年七月一日〇時

国土交通省告示第八百号

国土交通省告示第八百号  
航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)第七十九条第二項の規定に基づき、陸上空港の滑走路、着陸帯、誘導路及びエプロン、これらの強度に影響を及ぼす地下の工作物並びにシールドの性能の照査に必要な事項を定めるとともに、あわせて偶発状態に対応するための滑走路、誘導路及びエプロン等の性能の向上に関する事項を定める告示を次のように定める。

平成二十年六月三十日 国土交通大臣 冬柴 鐵三

陸上空港の基準対象施設の性能の照査に必要な事項等を定める告示

第一章 総則

(用語の定義)

第一条 この告示において使用する用語は、航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)以下「規則」という。において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 基準対象施設 規則第七十九条第二項に規定する陸上空港の滑走路、着陸帯、誘導路及びエプロン、これらの強度に影響を及ぼす地下の工作物並びにシールドをいう。  
二 レベル一地震動 規則第七十九条第一項第七号イ(1)に規定する地震動をいう。